

令和8年9月18日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について8月27日に委員会を開催したことから、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告する。

記

第42号議案 古賀市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 委員から、地方自治法施行規則の改正時期と本条例改正の趣旨について質疑があり、執行部からは、令和8年10月1日の施行に伴い、個人情報保護の観点から認可地縁団体の代表者等の住所の告示が不要となることから、根拠法令との整合を図るため、条例の引用条項を整理するものであるとの答弁があった。
2. 委員から、認可地縁団体への制度変更の周知について質疑があり、執行部からは、条例可決後、改正の趣旨について各団体に周知していくとの答弁があった。

【討論】

質疑終結後の討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第43号議案 古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

委員会冒頭、執行部から、本議案は、条例要配慮個人情報として同和地区の所在地を含む記述等を新たに規定し、その取扱いに特に配慮を要することを条例上明確にするものであるとの補足説明があった。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 委員から、今回の規定を追加する経緯と趣旨について質疑があり、執行部からは、県内自治体の状況等を踏まえ、同和地区の所在地を含む記述等を、特に配慮を要する情報として条例に明確に位置づけるものであるとの答弁があった。
2. 委員から、条例への明文化による個人情報の取扱いについて質疑があり、執行部からは、これまでも適正に取り扱ってきたが、明文化により情報漏えいの防止を徹底し、厳格かつ適正に運用していくとの答弁があった。
3. 委員から、条例改正後の庁内での対応について質疑があり、執行部からは、人権センターとも連携し、条例改正の周知や個人情報の厳格な管理、情報漏えい防止への取り組みに生かしていくとの答弁があった。

【討論】

質疑終結後の討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 59 号議案 工事請負変更契約の締結について（市役所第一庁舎 4 階議会棟改修工事）

【審査内容】

委員会において、質疑及び討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。